

令和7・8年度(2025・2026年度)

入札参加資格審査申請要領

(測量・建設コンサルタント等:追加)

宝塚市

宝塚市又は宝塚市上下水道局並びに宝塚市立病院が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札及び随意契約に参加するため、資格審査を受けようとする方は、下記要領により申請書類を提出してください。なお、本年度より審査結果の公表について一部変更しているため、「10 審査完了の公表・通知について」をよく確認してください。

記

- 1 参加資格 下記のいずれかに該当し、かつ、「9.注意事項」に記載する全ての内容について承諾できる者であること。

申請日現在において、令和7・8年度宝塚市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）へ登録されていない者で、かつ、申請日現在において、測量法、建築士法、計量法、土地家屋調査士法、不動産の鑑定評価に関する法律、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の各規程に基づき、その営業について必要とする登録等の許可を受けている者（法律上許可を必要としない場合は不要）

令和7・8年度入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録済みであり、かつ宝塚市に本社（本店）を有する者で、取引希望種目の変更又は追加を希望する者（この場合、「様式1」及び「営業に関し法律上必要とする登録等の許可又は証明書」以外の提出は不要です）
- 2 申請期間 令和8年(2026年)5月7日(木)～令和8年(2026年)5月21日(木) 消印有効
期間終了後の申請は、理由の如何にかかわらず受付しません。
- 3 申請方法 原則として電子申請及び別送書類の郵送とする。
(インターネットが利用できない等の場合には、書類のみの申請でも可とする。ただしこの場合でも、書類の受付は郵送のみとする。)
- 4 申請窓口 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1-1
(郵送先) 宝塚市役所 総務部 契約課
0797-77-2008 (ダイヤル) fax 0797-72-1419
0797-71-1141 (代表)
メールアドレス: nyusatsu-touroku@city.takarazuka.lg.jp

5 参加資格の有効期間

令和8年(2026年)7月1日～令和9年(2027年)6月30日(1年間)

6 申請書類 別表「申請書類一覧表」のとおり

申請書到着日をもって仮受付を行います。申請書類に不備等がある場合はこちらから連絡もしくは「不足書類指示書」を送付します。「不足書類指示書」を送付した際は、書類を別に指定する日までに提出してください。提出がない場合は参加資格者名簿に登録されません。

証明書類の証明日は、令和8年(2026年)1月1日以降であれば有効(申請書類提出日までに内容に変更がないものに限る。)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の完納証明書は、令和8年(2026年)4月7日以降のもののみ有効とします。

宝塚市に納税している方で入札参加資格審査申請を電子で申請される場合は、宝塚市税の納税状況について関係公簿を調査することに同意したものととして調査を行います。調査の結果、申請日以前の納期限分の宝塚市税について滞納がある場合は、申請の受付を取り消します。

宝塚市に納税している方で入札参加資格審査申請を書面のみで申請される方についての宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の完納証明書は、市役所市税収納課へ申請してください。申請日から遡って1カ月以内に納付された場合は、その領収書を持参の上申請してください。

個人事業主の方で、財務諸表を所得税確定申告書により提出される方は、必ずマイナンバーが見えない状態(黒塗りなど)にした上で写しを作成して下さい。

7 提出部数 1部

契約課へ申請書類を提出された方は、市上下水道局及び市立病院へ別途申請書類を提出する必要はありません。

8 書類のとり方 申請書類は、必ず別表「申請書類一覧表」の番号順に揃えてください。

本市のファイルを用いてとじますので、申請者は、申請書類を綴りひもやホッチキス等でとじないでください。クリップ、透明フォルダ等を使用してください。

9 注意事項 (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、入札及び随意契約の参加資格を認めません。

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年間を経過しない者

前号に該当する者を、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人

として使用する者

- (2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（以下「暴力団排除条例」という。）第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）第5条に基づき、必要がある場合には、申請者が暴力団等に関係するかどうかを警察署長に照会します。なお、警察署長からの回答により、申請者が暴力団等に関係すると認められる場合には、入札及び随意契約への参加資格を認めません。
- (3) 暴力団排除条例第7条及び暴力団排除要綱第3条第1号の規定に基づき、本市は申請者に対して要領別紙の誓約書の内容について全て同意するよう求め、申請者は誓約書の内容に全て同意のうえ、申請を行ったものとみなします。従って、同意できない者は申請書を提出することができません。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載した者は、本市と契約を締結する際は必ず、契約案件ごとに上記の誓約書を提出すること。本市は誓約書が提出できない者を契約の相手方とはしません。
- (5) 国税の納税証明書及び書面のみで申請する場合の宝塚市税の完納証明書については、指定様式の提出がない場合は、参加資格を認めません。ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合はその限りではありません。その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。
- (6) 申請書類の記載にあたり、虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が脱落している場合は、受付できませんので、注意してください。
- (7) 参加資格を認めた後において、申請書類の記載にあたり虚偽の事項を記入したことが発覚した時には、参加資格を取り消し、有資格者名簿から抹消します。
- (8) 申請書類の提出後に、その内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに「変更届」(任意の様式可、業者番号記入のこと)を持参又は郵送にて契約課へ届け出てください。
- (9) 事務所、役員又は使用人等が本市指名停止基準に挙げた事象に該当したときは、ただちに届け出てください。

10 審査完了の公表・通知について

審査の結果、申請書類に不備がなければ、インターネット上で公表いたします。
(URLは市ホームページID番号：1059725で確認ください。)

確認の際は、業者番号(6から始まる10桁の番号)及び整理番号(電子申請送信後に表示される番号)を手元に用意し、閲覧ください。

電子申請された方に書面での通知はいたしませんので、返信用封筒は不要です。
ご留意ください。

書面のみによる申請をされた場合は、提出いただく返信用封筒で「令和7・8年度(2025・2026年度)入札参加資格認定についての通知」を送付いたします。

公表及び書面での通知は、令和8年(2026年)6月下旬の予定です。

なお、過去に登録されたことがある方は電子入札用IDとパスワードは変わりません。

11 参加資格者名簿の公開

参加資格者名簿は、令和8年(2026年)7月1日以降に契約課窓口及び市のホームページ上にて公開いたします。

宝塚市ホームページ <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

なお、公開する業務分類は、希望第1順位の取引希望種目のみとし、業者番号、商号、住所、及び電話番号と併せて掲載します。

誓約書

私は、宝塚市が「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」(以下「暴力団排除条例」という。)及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」(以下「暴力団排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員、第3号の暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)に該当しません。
- 2 暴力団排除要綱第5条により兵庫県宝塚警察署長(以下「署長」という。)へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出します。
- 3 暴力団等に該当する者を下請負人(一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)又は原材料の購入契約その他本工事請負契約等の履行に関連する契約の相手方(以下「下請負人等」という。)としません。
また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。
もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して受注者として下請人等と契約を締結した際、下請負人等に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め(一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。)、受注者の責任において貴市に対して当該誓約書を提出します。
また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が署長への照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出します。
- 5 当該契約の履行に伴い、暴力団等から暴力団排除要綱第10条第1項に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。
また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- 6 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

年 月 日

宝塚市長様

入札参加資格の申請に際しては、申請書類の提出をもって上記誓約書の内容に同意したものとみなします。

この誓約書は、今回の申請に際して提出の必要はありませんが、契約の際には案件ごとに提出して頂くことを条件としますので、内容をよく確認の上、申請してください。

この面は白紙です

(別表) 申請書類一覧表

(...No.2 及び No.4 については押印必須)

No	申請書類	内 容		交付場所等	法人	個人
1	入札参加資格 審査申請書 (測量・建設工州外等)	様式 1	電子申請の場合は、システムに 入力、送信時にプリントアウト したものを添付すること。	別添書類使用		
2	委 任 状	様式 2	代表権のない者に権限を委任す る場合のみ提出してください。 委任しない場合は不要です。	別添書類使用		
3	宝塚市内におけ る支店・営業所の 調 査 票	様式 3	上記様式 2「委任状」を提出さ れる方のうち、宝塚市内に所在 する支店・営業所にその権限を 委任される方のみ提出してくだ さい。 宝塚市外の支店・営業所の ものは不要です。	別添書類使用		
4	使用印鑑届	様式 4		別添書類使用		
5	印鑑証明書	写し可		法人...法務局 個人...住所地の市区町村		
6	代表者身分証明書		「禁治産又は準禁治産の宣告」及び「後見 の登記」並びに「破産宣告」の通知を受け ていない証明書（住民票及び運転免許証、 マイナンバーカード等ではありません。） 写し可	本籍地の市区町村	×	
7	商業登記の謄本		登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 写し可	法務局		×
8	納税証明書 欄外の注意(4) もご覧ください	(A) 国 税	法人税及び消費税 ...納税証明様式(その3の3) 写し可	税務署		×
			所得税及び消費税 ...納税証明様式(その3の2) 写し可	税務署	×	
8	完納証明書 (書面のみで申 請される方のみ) 欄外の注意(4) もご覧ください	(B) 宝 塚 市 税	市・県民税、固定資産税・都市計 画税、軽自動車税、国民健康保険 税...未納の税額がないことの証明 「完納証明書」 宝塚市に納税している方のみ提 出してください。 写し可	宝塚市役所市税収納課		

(次頁へ続く)

o	申請書類	内 容	交 付 場 所 等	法人	個人
9	営業に関し法律上必要とする登録等の許可又は証明書	測量業者登録証明書 建設コンサルタント登録証明書 地質調査業者登録証明書 補償コンサルタント登録証明書 建築士事務所登録証明書 計量証明事業者登録証明書 土地家屋調査士登録証明書 不動産鑑定業者登録証明書 (該当するものについて提出してください。)	国・都道府県等		
10	財務諸表	「貸借対照表」及び「損益計算書」…最新1年分(個人業者は、所得税確定申告書の写しで代用することができますが、マイナンバーは見えない状態にした上で写しを取って下さい。)	申請者作成		
11	I S O 認 定 書	取得者のみ写しを提出してください。 (認証期間と登録サイトがわかるもの)	各マネジメントシステム 審査登録機関		
12	測量等実績調書	様式5(申請者の作成した測量等実績調書が様式5とほぼ同じ内容であれば代用は可。) 電子で申請される方は申請画面にデータを添付いただければ書面での提出は不要です。	申請者作成		
13	返信用封筒	<u>書面のみによる申請の方のみ提出</u> 入札参加資格認定通知の返信用封筒 (規格:長型3号 110円切手を貼付すること)	申請者作成		

(注意)

- (1) ...提出が必要 ...該当する方のみ提出 ×...提出不要
- (2) No.5・6・7・8(A)(B)・9・10・11は複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。
- (3) 証明書類の証明日は令和8年(2026年)1月1日以降であれば有効(申請書類提出までの間に内容に変更がないものに限る)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、NO.8(B)については、令和8年(2026年)4月7日以降のもののみ有効とします。
- (4) No.8の証明について、(A)国税(法人税、所得税及び消費税)の証明書は納税証明書(その3の2又は3)とします。
(B)宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は完納証明書とします。
No.8(B)宝塚市税については、書面のみで申請をされた方のみ完納証明書の提出が必要です。申請日から遡って1カ月以内に納付した場合、その領収書も提出してください。また、非課税で納税証明書がないときは非課税証明書を、法人設立等で納税証明書がないときは、その旨の申立書(様式任意)を提出してください。ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合はその限りではありません。その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。
電子で申請される方については、宝塚市税の納税状況について関係公簿を調査することに同意したものと調査を行います。調査の結果、申請日以前の納期限分の宝塚市税について滞納がある場合は、申請の受付を取り消します。
- (5) 本申請に不要な書類等が送付された場合は処分しますので、送付前に十分ご確認ください。

入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

私は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱に基づく誓約書の内容に同意した上で、宝塚市が行う測量・建設コンサルタント等に係る入札及び随意契約に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

宝塚市長 様

過去に登録のある場合は、「継続」を選択し、前回の業者番号を記入してください。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	前回業者番号	
------	---	--------	--

申請者 (本社)	フリガナ		フリガナ	
	商号又は名称		代表者職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
			FAX番号	
メールアドレス				

受任先を設定する場合は下記を記載してください。

受任者	フリガナ		フリガナ	
	支店又は営業所		受任者職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
			FAX番号	
メールアドレス				

当該申請に関する問い合わせ先

連絡先	担当者氏名		電話番号	
-----	-------	--	------	--

会社の基本情報 原則として、申請日現在の状況を記載してください。

営業年数		自己資本額(千円)			資本金(千円)
事務職員数(人)	技術職員数(人)	営業員数(人)	その他(人)	合計(人)	

その他 下記の項目について、該当するものを選択してください。

宝塚市税	ISOの取得状況
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 9000s <input type="checkbox"/> 14000s

取引希望種目

要領の「取引希望種目一覧表」から、取引を希望する主な種目を選んで、希望する順番に下記の欄に番号を記入してください。(例えば、建築一般の場合、番号は10となります。)すべての欄を埋める必要はありませんが、第1希望の欄は必ず記入してください。

第1希望	第2希望	第3希望

登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日
建設コンサルタント	第 号	年 月 日
補償コンサルタント	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日
計量証明事業者	第 号	年 月 日
建築士事務所	第 号	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日
不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
司法書士	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日

測量等実績高

(1) 入札参加資格希望業種区分	(2) 直前2ヶ年間の年間平均実績高 (千円)
測量	
建築関係建設コンサルタント業務	
土木関係建設コンサルタント業務	
地質調査	
補償関係コンサルタント業務	
その他	
合 計	

消費税を含まない額を記入してください。

見積、入札、契約代金請求、契約代金受領に使用する印鑑(○印・印・○ 両方)

セールスポイント * 希望する業種種目の内容について、具体的に記載してください。

この面は白紙です

委任状

年 月 日

宝塚市長様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任事項

- 見積又は入札すること。
- 契約を締結すること。
- 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 契約代金を請求すること。
- 契約代金を受領すること。
- 復代理人を選任すること。

2 委任期間

令和8年(2026年) 7月 1日から

令和9年(2027年) 6月 30日まで

(様式4「使用印鑑届」の3「使用印」欄と
同一印を押印すること)

3 受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号() -

印

注意

- 委任事項を限定するとき(例えば、委任者自身が契約代金を受領するときなど)は、委任しない事項を横線で抹消のうえ訂正印を押してください。
- 委任事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。

この面は白紙です

宝塚市内における支店、営業所の調査票

宝塚市内に支店、営業所が所在し、その支店、営業所に契約締結等の権限を委任される方のみ作成してください。

〔 支店、営業所とは、建設業法上の許可を受け、現に人員を配置し、電話、机等什器備品を備え、事業活動を行っている事務所を言い、事務連絡のために置かれる事務所、作業所、資材置場等は除く。 〕

支店、営業所の名称		支店、営業所の 代表者・職・氏名		所 在 地	
				宝塚市	
従事者数（事務）	従事者数（技術）	電 話		F A X	
人	人				

宝塚市内における支店、営業所の所在地図

裏面に支店、営業所と判断できる事務所の外部写真と内部写真を貼付してください。

事務所外部写真

事務所内部写真

使用印鑑届

年 月 日

宝塚市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の印鑑を、貴市との間における下記事項に対して使用したいのでお届けします。

記

1 使用事項

- 1 契約を締結すること。(契約書(変更契約書含む。)は押印必須)
- 1 見積又は入札すること。(紙入札の際の入札書及び委任状は押印必須)
- 1 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 1 契約代金を請求すること。
- 1 契約代金を受領すること。

2 使用期間

令和8年(2026年) 7月 1日から
令和9年(2027年) 6月 30日まで

3 使用印

(契約行為に使用する印)

注意

- 1 使用事項を限定するときは、使用しない事項を横線で抹消のうえ、訂正印を押してください。ただし、この場合、上記の「使用事項」に記載する項目については、印鑑ごとに同じ様式の使用印鑑届を作成してください。
- 2 使用事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。
- 3 いわゆる角印、丸印の両方を用いるか、一方のみを用いるかは申請者で判断してください。

この面は白紙です

この面は白紙です